



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」

期間です！

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。国の男女共同参画推進本部で、毎年11月12日から25日までの2週間に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することとしています。この運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的とするものです。また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

暴力は、誰に対するものであれ決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題として国は位置づけています。

暴力は「犯罪」です。平成13年10月に施行された『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』により、相談や保護、自立支援等の体制が整備されています。

夫・パートナーから次のような暴力を受けていませんか

あなたが次のような暴力を、夫・パートナーからふるわれ、苦痛に思っているば、それは、ドメスティック・バイオレンス(DV)です。

身体に対する暴力

・殴る、蹴る、物を投げつける、やけどを

精神的暴力

・「誰のおかげで生活できるんだ」「何の役にもたない」「くず」など、あなたの心を傷つけ、人格をおとしめるような暴言をあげる
・交友関係や電話、郵便物を細かく監視する、家族や友人、行政などのサ

ビス機関とのつながりを断つ、または断たせるようにしむけるなど、行動を制限する
・生活費を負担しなかったり、少額しか渡さなかったり、仕事を無理やりやめさせる
・大切にしている物をこわす、捨てるなどあなたの心を傷つける行為をするなどの精神的暴力

性的暴力

・望まない性的な行為の強要、避妊に協力しない、見たくないポルノビデオや雑誌を見せるなどの性的暴力

女性や子どもの心身の健康に大きな影響をあたえます

暴力は、女性と子どもの心身の健康、生活に深刻な影響を与えます。

身体に対する暴力

直接身体にふるわれる暴力は、あざや打ちみ、切り傷、鼓膜や目・歯の損傷、骨折、やけどなどの外傷となり、中には一生治らないような脊髄や関節の変形などを負わされてしまうこともあります。傷が治った後にも、また、精神的暴力

子どもへの影響

などで目に見える傷はなくても、さまざまな影響が残る場合があります。不眠、頭痛、動悸、発熱、胃腸障害、体のしびれや震え、耳なりなど、さまざまな身体症状が現れます。精神的にも、うつ症状、絶望感、無気力、悪夢、人間不信、自殺願望など深刻な影響をもたらす、日常生活に支障をきたす場合も少なくありません。このような症状は、暴力のない生活に移っても現れることがあります。また、性的暴力は望まない妊娠や中絶などの原因になります。

父親から母親への暴力を目撃する子どもは多数います。父親が母親に暴力をふるっている場合、子どもにも暴力がふるわれていることが少なくありません。このような経験をした子どもの心は深く傷つき、ぜんそく、情緒不安定、夜尿、無気力、無感情、うつ、不登校、成績低下、他の子どもへのいじめ、父親への憎悪の感情などの症状も多く見られます。子どもには暴力のない環境で、子ども自身もさまざまな選択をしながら育つ権利があります。

子どもにも直接暴力をふるわなくても、子どもにもドメスティック・バイオレンスを見せつけることは児童虐待にあたります。

ドメスティック・バイオレンスをなくすためには

暴力は、表面上はささいな事をきっかけに起こることが多いのですが、暴力をふるう男性は、そういう場合に女性を思い通りにして当然、暴力をふるってもいいのだという思い込みがあり、その根底には、妻や恋人の関心を独占し、自分に奉仕して当然という自分中心、男性優位の考え方がありません。

ドメスティック・バイオレンスの本質は、男性がもっているさまざまな力(腕力や経済力)、社会的地位などを背景にして、女性を所有物視し、支配し、服従させるために暴力をふるう、ということが言われています。

夫やパートナーからの暴力をなくすために、歴史的に作られ容認されてきた、これらの性差別的な社会構造を改革し、女性と男性が共に家庭や地域社会で男女共同参画社会(男女が共に人権を尊重し、個性と能力を発揮し責任を担う社会)を築いていきましょう。

問い合わせ／人権推進課 (☎581・212・1内線41) へ。

主な公的相談機関

被害に遭い悩んでいる方、一人で悩まずに、最寄りの相談機関にご相談ください。

相談機関名称	受付日	受付時間	電話番号
町人権推進課	月～金曜日	8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	581-2121 内線411
With You さいたま 埼玉県男女共同参画推進センター	月～土曜日	10:00～20:30(面接相談は予約制) (祝日・年末年始・第3木曜日を除く)	048-600-3800
配偶者暴力相談支援センター (婦人相談センター DV相談担当)	月～土曜日 日曜日・祝日	9:30～20:30 9:30～17:00 (年末年始を除く)	048-863-6060
埼玉県北部福祉事務所 地域福祉担当	月～金曜日	9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	0495-22-0101
犯罪被害ホットライン	月～金曜日	8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	0120-381-858

緊急の場合は迷わず110番！ 寄居警察署(☎581・0110)でもDV相談を受け付けています。

お出かけください！ 人権・同和問題を考える

「県民の集い」

12月4日(日)～10日(土)は、差別を許さない県民運動強調週間です。この週間の事業として、県では人権・同和問題を考える「県民の集い」を開催します。申し込みは不要です。ぜひお出かけください。

日時／12月3日(土)午前9時30分～午後3時
場所／鴻巣市文化センター・クリアこうのす(鴻巣市中央29-1)
費用／無料
内容／隣保館、教育集会所や障害を持つ人の活動成果発表と作品展示、講演会(講師:俳優・中村敦夫氏)、アトラクション(数学者・大道芸人・ピーター・フランクル)等
その他／事前の申し込みは不要です。
問い合わせ／県人権推進課調整担当 (☎048・830・2258) へ。

全国一斉 「女性の人権 ホットライン」 強化週間の実施

さいたま地方法務局および埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について多くの方に利用していただけるように、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を定め、専用相談電話による相談を受け付けます。

日時／11月14日(月)～20日(日)午前8時30分～午後7時
※ただし、19日(土)、20日(日)は午前10時～午後5時
電話番号／0570・070・810
相談担当者／法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会
男女共同参画社会推進委員 ※秘密は厳守します。
問い合わせ／さいたま地方法務局人権擁護課 (☎048・859・3507) へ。